

## 自然災害等による臨時休業等の対応について

### 1. 気象によるもの

台風に関係なく「特別警報」「暴風警報」が発令された場合  
地域に避難情報（高齢者等避難・避難指示）が出ている場合

- ① 午前7時現在・・・臨時休業
- ② 午前7時～始業時刻（8時30分）・・・臨時休業
- ③ 始業開始時刻以降・・・授業を打ち切り下校します。（給食は状況により判断します。）

台風に関係なく「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合の対応になります。  
したがって、台風に伴う「大雨警報」のみが発令されても臨時休業にはなりません。

### 2. 地震によるもの

#### ① 震度5弱以上

- ・午前7時までに発生（前日の放課後から午前7時まで）・・・臨時休業
- ・午前7時～始業時刻（8時30分）までに発生・・・臨時休業
- ・始業開始後・・・授業を打ち切り下校します。（給食は状況により判断します。）
- ・休日に発生・・・翌日は、原則臨時休業（安全に学習できる環境に復旧すればメールにて連絡します。）

#### ② 震度4以下

- ・原則として平常通り授業を行います。ただし、余震や学校園施設、通学路の状況等安全上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行います。

### 3. 津波によるもの

#### ① 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

- ・震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。

#### ② 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

- ・登校前（午前7時まで）・・・授業中止（自宅待機）

※警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合があります。

- ・午前7時～始業時刻（8時30分）までの間・・・授業中止（自宅待機）

※警報が解除される時間帯によっては、授業を行う場合があります。

- ・始業開始時刻以降・・・状況により授業を打ち切り下校します。

（給食は状況により判断します。中止の場合はメール連絡）

## 大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の学校園の対応について

標記のとおり、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、緊急情報が発信された場合の学校園の対応については、子どもたちの安全確保のため、下記のようにいたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

### 1. 登校前に発信された場合

- 自宅待機とします。
- ただし、「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、臨時休業とします。
- 「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階で、自宅待機を解除します。
- 授業の再開等については、学校園からの連絡をお待ちください。

### 2. 在校時に発信された場合

- 授業や活動を中断します。
- 屋外にいる場合は、速やかに校舎内に避難させるとともに、校舎内では机の下に隠れるなど身を低くし、窓から離れる等、安全が確保された旨の情報提供があるまで、安全確保に努めます。
- 完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開します。
- 「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合は、まずは学校で保護します。その後の行動については、学校園からの連絡をお待ちください。

### 3. 登下校中に発信された場合

- 学校か家、近い方に向かうように指導します。
- 選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導をします。
- 登下校中の安全確認について、ご家庭でも情報収集の方法や対応等について、話し合っているだけでいいよう、お願いします。